



糸島産の米「ヒノヒカリ」をはじめ、糸島牛や美豚、地鶏など、糸島産にこだわり、みなさんに喜んでもらえる料理を提供しています。

●店長から「ひんご」
大きなパノラマで自然を見ながら、糸島の食材とハーブガーデン

ハーブガーデン
フティール倶楽部伊都国



糸島市では、市長を応援団長、市内飲食店や食品加工業者、宿泊施設、農畜海産物直売所などを応援団員とした『地産地消応援団』を発足させ、地産地消の推進を図っています。さあ、あなたの周りに、地産地消応援団を掲げている店舗を探してみてください。

地産地消応援団員は、随時募集しています。お気軽にお問い合わせください。

●店長から「ひんご」
店名の「がんこ」は私のことではなく、かぼちゃの名前です。かぼちゃの煮物もおすすめ

自分の畑で作った野菜や近所の農家からいただいた野菜を使い、煮物を中心に販売しています。惣菜の量り売りのほかに、弁当の販売も行っています。

糸島の魅力を堪能
惣菜畑 がんこ

●お問い合わせ先
所在地 糸島市浦志366番地2
営業時間 11時から21時まで
☎(0931)22220
<http://www.hebgarden.co.jp>



め料理のひとつです。
●お問い合わせ先
所在地 糸島市加布里950番地1
営業時間 10時から18時まで
(水曜定休)
☎(0933)51355

●お問い合わせ
糸島市農業振興課
☎(0932)20087

宝くじスポーツフェア ドリーム・ベースボール

名球会・OBクラブがやって来る



子どもたちを指導する王監督(当時)

市では、糸島市誕生記念事業として、宝くじスポーツフェア『ドリーム・ベースボール』を開催します。王貞治さんが会長を務め、プロ野球で活躍したスーパースターで構成される名球会、そしてOBクラブが糸島にやって来ます。野球教室や講演会など、イベントが盛りだくさん。みなさんの参加をお待ちしています。

開催日 10月31日(日)
場所 歴史の里曲り田野球場(二丈石崎280番地)

◆イベントの内容
①少年・少女ふれあい野球教室
②ふれあい講演会
③ドリーム抽選会
④プロに挑戦(元プロの打者や投手との対戦)
⑤ホームラン競争
⑥ドリーム・ゲーム(名球会ドリームチームと糸島市選抜チームの対戦)

◆プロに挑戦 募集人員 2人

◆イベント参加者募集

◆申込方法 はがきに住所、氏名、年齢、性別、電話番号と打者または投手の区分を記入し、郵送。
※挑戦者には対戦選手のサインボールをプレゼント。
◆元プロ野球選手と記念撮影 募集人員 ペアまたはファミリー5組(各6人以内)
◆申込方法 はがきに代表者の住所、参加者全員分の氏名、年齢、電話番号、参加人数を記入し、郵送。
※応募者多数の場合は抽選。当選者には通知します。
◆申し込み・問い合わせ 糸島市経営企画課
◆申し込み・問い合わせ 糸島市経営企画課
☎(0932)20061

◆ボランティアスタッフ募集
市では、宝くじスポーツフェア『ドリーム・ベースボール』の運営をお手伝いいただけるボランティアスタッフを募集します。
◆申込期限 9月10日(金)
※応募者多数の場合は、ご遠慮願う場合があります。
◆申し込み・問い合わせ 糸島市経営企画課
☎(0932)20061

国民年金 厚生年金

受給しているみなさんへ
住所・氏名の変更
年金証書の紛失
年金受給者の死亡



年金受給者は、次の場合に手続きが必要で、住所が変ったとき
住所変更届の提出が必要で(糸島市誕生による住所変更手続きは不要)
氏名が変ったとき
氏名変更届の提出が必要で。
年金証書をなくしたとき
年金証書再交付申請書を提出すれば、年金証書が再発行されます。証書は、たいせつに保管しましょう。
各種届け出用紙は市役所国保年金課、または各支所総合窓口課にあります。
受給者が亡くなったとき
速やかに日本年金機構への死亡届の提出が必要です。届け出が遅れると、払われ過ぎた年金の返還手続きなどが発生します。
※届け出先は、年金の種類によって異なります。

●住所や氏名変更、年金証書の再発行、国民年金受給者が亡くなった場合
糸島市国保年金課
☎(0932)20071
二丈支所総合窓口課
☎(0932)21005
志摩支所総合窓口課
☎(0932)21007

●厚生年金の受給者が亡くなった場合
西福岡年金事務所
☎(0933)99602
☎0930(05)11605

●共済年金について
年金を出している各共済組合にお尋ねください。

歯周病健診のお知らせ

全身の健康は、
歯と口の健康から

40歳以上の約90%がかかっているといわれる歯周病。歯の周りだけではなく、生活習慣病にも影響を与えていることが分かってきました。

健診料 700円
対象者 左表のとおり

| 年齢 | 対象となる生年月日 |
|-----|--------------------|
| 40歳 | S45年4月1日～S46年3月31日 |
| 45歳 | S40年4月1日～S41年3月31日 |
| 50歳 | S35年4月1日～S36年3月31日 |
| 55歳 | S30年4月1日～S31年3月31日 |
| 60歳 | S25年4月1日～S26年3月31日 |
| 65歳 | S20年4月1日～S21年3月31日 |
| 70歳 | S15年4月1日～S16年3月31日 |

別表 節目年齢となる対象者
※健診により治療が必要な場合は、保険診療となりますので、別途治療費が必要です。



市では、節目年齢となる市民を対象に、歯周病健診を行います。最近「歯を磨いていると出血する」や「口臭が気になる」など、自覚症状がある人は、この機会に受診してください。

◆申込方法 健康情報誌の申込はがきまたは健康づくり課に電話で申し込み。
◆申込期限 12月17日(金)
◆受診方法 市から申込者に、問診票と健診実施医療機関名簿を送付しますので、事前に医療機関に予約をし、受診します。
◆受診期限 12月24日(金)

●申し込み・問い合わせ
糸島市健康づくり課
☎(0932)20099